

平成30年度 社会福祉審議会資料

審議事項関連資料

1	宮城県社会福祉審議会関連法令・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	宮城県社会福祉審議会について・・・・・・・・・・・・・・・・	7
3	宮城県社会福祉審議会 分科会・部会所属（案）・・・・・・・・	8

社会福祉法

第2章 地方社会福祉審議会

(地方社会福祉審議会)

第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

第8条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

第9条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第10条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関

する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

- 2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第12条 第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

- 2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第13条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

社会福祉法施行令

(民生委員審査専門分科会)

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって地方社会福祉審議会の決議とする。

(審査部会)

第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

宮城県社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、宮城県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(調査審議事項の特例)

第2条 審議会は、法第十二条第一項の規定により、児童福祉に関する事項を調査審議する。

(組織等)

第3条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

- 2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(副委員長)

第4条 審議会に、副委員長を置き、法第10条の委員長（以下「委員長」という。）の指名によって定める。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 法第9条第1項の臨時委員（以下「臨時委員」という。）は、当該臨時委員が調査審議する特別の事項について会議を開き、議事を決する場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第6条 法第11条第1項に定めるもののほか、審議会に次の各号に掲げる専門分科会を置き、それぞれの当該各号に定める事項を調査審議するものとする。

(1) 児童福祉専門分科会 母子保健並びに児童、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する事項

(2) 老人福祉専門分科会 老人の福祉に関する事項

2 法第11条第1項の身体障害者福祉専門分科会及び前項各号の専門分科会に属する委員及び臨時委員は、委員長の指名によって定める。

(部会)

第7条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「政令」という。)第3条第1項の審査部会ほか、審議会は、その定めるところにより、専門事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会に部会を置くことができる。

2 前項の部会に属すべき委員及び臨時委員は、それぞれ身体障害者福祉専門分科会又は児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長の指名によって定める。

(専門分科会等の会長及び副会長)

第8条 法第11条第1項の民生委員審査専門分科会及び身体障害者福祉専門分科会、第5条第1項各号の専門分科会、政令第3条第1項の審査部会並びに前条第1項各号の部会(以下「専門分科会等」と総称する。)に、会長及び副会長を置き、会長はその専門分科会等に属する委員及び臨時委員の互選によって、副会長はその専門分科会等に属する委員又は臨時委員のうちから、会長の指名によって定める。

2 会長は、その専門分科会等の事務を掌理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門分科会等の会議)

第9条 専門分科会等の会議は、委員長が招集し、専門分科会等の会長がその議長となる。

2 専門分科会等の会議は、専門分科会等に属する委員の半数以上が出席

しなければ開くことができない。

- 3 専門分科会等の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 臨時委員は、当該臨時委員が調査審議する特別の事項について会議を開き、議事を決する場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(決議)

第10条 政令第2条第3項及び第3条第3項に定めるほか、専門分科会等の決議は、これをもって審議会の決議とする。ただし、委員長が重要と認める事項については、この限りでない。

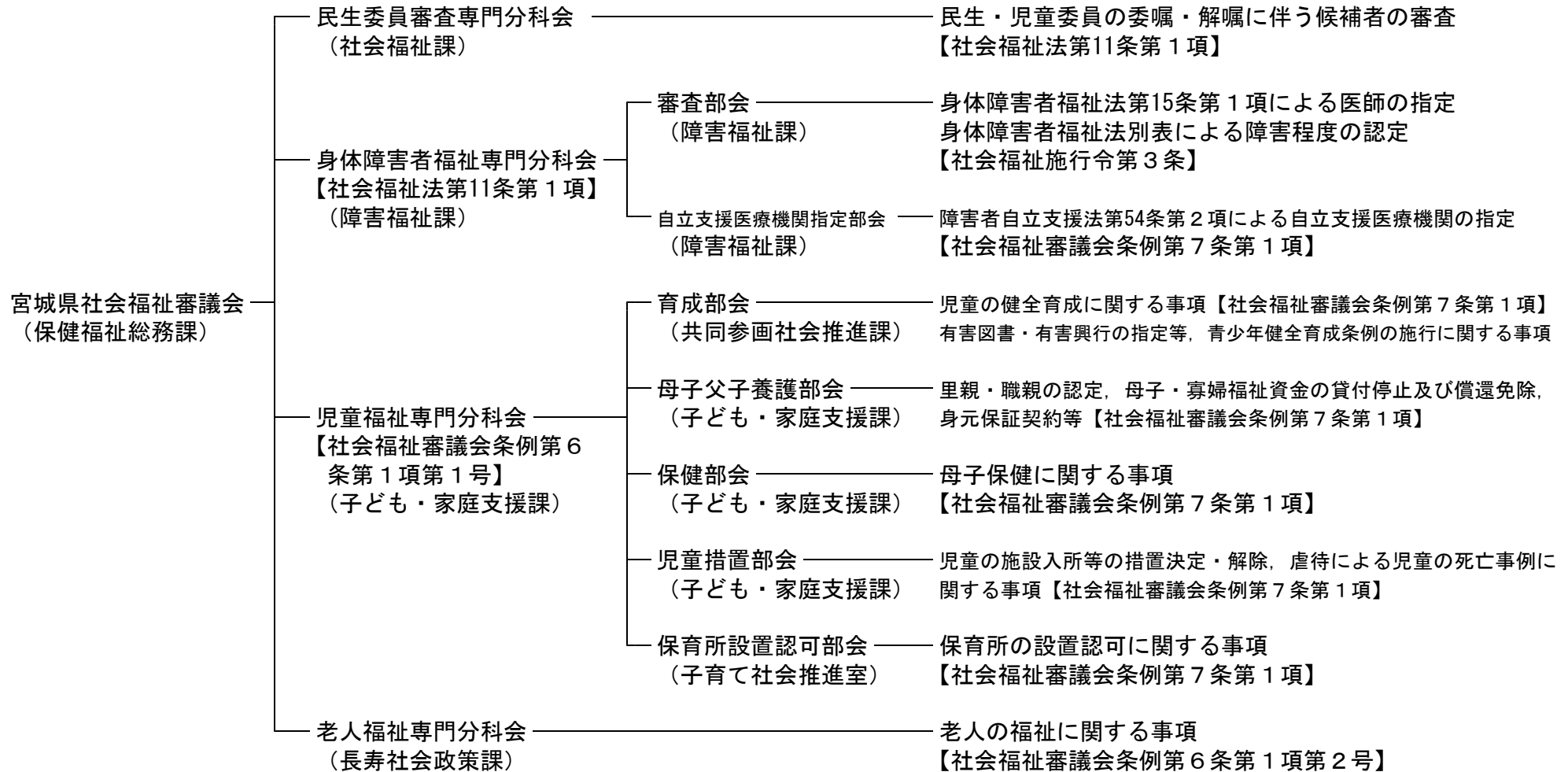
(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

宮 城 県 社 会 福 祉 審 議 会 に つ い て

平成30年4月1日現在

- 1 趣 旨 社会福祉に関する事項を調査審議するための宮城県社会福祉審議会を設置する。
【社会福祉法第7条第1項(昭和26年法律第45号)及び宮城県社会福祉審議会条例第1条】
- 2 委員の構成 県議会の議員，社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから知事が任命する。
- 3 定 数 25人以内【宮城県社会福祉審議会条例第3条第1項】
- 4 任 期 3年【宮城県社会福祉審議会条例第3条第2項】
(平成30年4月1日又は委嘱の日から平成33年3月31日まで)
- 5 構 成



宮城県社会福祉審議会 分科会・部会所属(案)

【委員】

H30.4.1 現在 (50音順・敬称略)

No.	氏名	現職・職名	民生委員		老人			身体障害者		児 童					備考	
			審査専門 分科会	審査専門 分科会	福祉専門 分科会	福祉専門 分科会	福祉専門 分科会	福祉専門 分科会	自立 部会	福祉専門 分科会	育成 部会	養護 部会	保健 部会	児童 部会		保育所 部会
1	我妻 洋子	宮城県民生委員児童委員協議会副会長	○													
2	浅野 元	宮城県町村会副会長(大和町長)		○												
3	足立 智昭	宮城学院女子大学教授						○		△			△	△		
4	阿部 重樹	東北学院大学教授		○												
5	奥村 秀定	宮城県医師会常任理事 虹の丘小児科内科クリニック院長						○				△	△			
6	小幡 佳緒里	仙台弁護士会会員						○	△	△			△			
7	小原 賀子	宮城県民生委員児童委員協議会副会長	○													
8	加茂 雅行	宮城県薬剤師会副会長				○		△								
9	川村 勉	認知症のひとと家族の会宮城県支部世話人		○												
10	菊地 啓夫	宮城県市長会会員(岩沼市長)		○												
11	熊坂 聡	宮城学院女子大学教授						○				△				
12	黒田 清	宮城県老人福祉施設協議会会長		○												
13	黒沼 篤司	宮城県民生委員児童委員協議会会長	○													
14	境 政幸	宮城県民生委員児童委員協議会副会長	○					○	△							
15	坂下 康子	宮城県議会議員	○													
16	雫石 理枝	宮城県介護福祉士会会長		○												
17	杉山 弘子	尚綱学院大学教授						○		△			△	△		
18	関野 美仁	田所ハートクリニック院長				○	△	△								
19	高橋 誠一	東北福祉大学教授		○												
20	高橋 信宏	宮城県社会福祉協議会副会長兼専務理事	○													
21	卜蔵 康行	宮城県なごみの会会長						○		△						
22	細谷 仁憲	宮城県歯科医師会会長				○		△								
23	本郷 道夫	公立黒川病院管理者		○												
24	横山 隆光	宮城県議会議員		○												
25	渡邊 耕良	宮城県民生委員児童委員協議会副会長	○	○												
			7	10	3	1	3	7	2	4	2	4	2			

宮城県社会福祉審議会 分科会・部会所属(案)

【専門委員】

No.	氏名	現職・職名	民生委員					児童					備考	
			審査専門 分科会	老人 福祉専門 分科会	身体障害者		福祉専門 分科会	福祉専門 分科会	育成 部会	養護 部会	保健 部会	児童 部会		保育所 部会
					審査 部会	自立 部会								
1	相澤 育	宮城県保健師連絡協議会会員						○			△			
2	阿部 博男	仙台市立病院整形外科部長			○	△	△							
3	石垣 政裕	お父さんたちのネットワーク代表世話人						○	△					
4	浦江 淳	医療法人宏人会木町病院副院長兼腎臓内科医長兼検査部長			○	△	△							
5	狩野 茂之	かの耳鼻咽喉科クリニック院長			○	△	△							
6	黒澤 一	東北大学大学院医学系研究科産業医学分野教授			○	△	△							
7	上月 正博	東北大学大学院医学系研究科教授			○	△	△							
8	佐藤 あけみ	宮城県臨床心理士会会員						○	△	△				
9	佐藤 善司	宮城県民生委員児童委員協議会理事						○	△					
10	鈴木 光代	大崎市民生部子育て支援課						○					△	
11	高野 幸子	社会福祉法人希望園福村希望園園長						○					△	
12	高橋 栄徳	宮城県民生委員児童委員協議会理事						○	△		△			
13	野呂 充	独立行政法人国立病院機構仙台医療センター眼科部長			○	△	△							
14	舟山 裕士	仙台赤十字病院副院長兼外科部長			○	△	△							
15	水尻 強志	宮城厚生協会長町病院院長			○	△	△							
16	村上 晃嗣	社会福祉法人玉川保育園園長						○					△	
17	望月 美知子	つつじが岡メンタルクリニック院長						○				△		
18	米竹 隆	宮城県書店商業組合理事						○	△					
					8	8	8	10	5	1	2	1	3	

※ ○は分科会, △は部会の所属を示す。

(委員+専門委員)	7	10	11	9	11	17	7	5	4	5	5
-----------	---	----	----	---	----	----	---	---	---	---	---

